

申請にあたっての補助対象経費の数量等に関する上限について

○考え方

補助対象経費の原則：

「補助対象事業を実施するための準備にあたって必要な経費」
(≡「補助対象期間中に必要となる経費」)

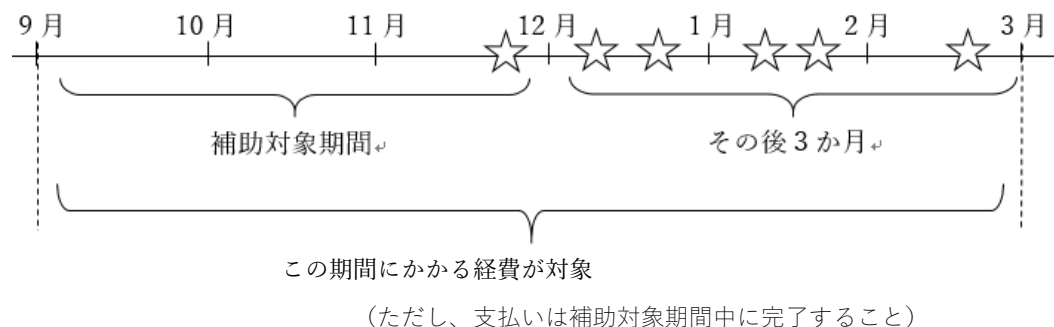
経費によっては、補助対象期間終了後に実施する補助対象事業（体験型事業）当日に使用（消費）する経費もあり、それらは補助対象期間中に事前に準備しておく必要があることから、補助対象期間終了後に使用（消費）する分であっても補助対象経費とすることができます。

ただし、補助対象経費として計上できる数量等には、以下のとおり上限があります。

上限：補助対象期間及びその後 3 か月の間に実施する補助対象事業で使用（消費）する分
※当該期間中に補助対象事業を何回実施するかは、見込みで結構です。
※補助対象期間内に支払いを完了しなければなりません。

（イメージ）第 1 次申請受付期間の場合

下図の場合、9 月～2 月の間に実施する補助対象事業（☆）で使用する分が、対象経費として計上できる数量等の上限です。



（イメージ）第 2 次申請受付期間の場合

下図の場合、12 月～6 月の間に実施する補助対象事業（☆）で使用する分が、対象経費として計上できる数量等の上限です。



○当てはまる事例

①補助対象事業を実施する当日に使用（消費）するもの

<具体例>

- ・ 原材料（需用費）
- ・ （事業周知とは別に）当日の参加者に対して配布する、体験型事業の内容に関するパンフレットやチラシ（印刷製本費）

など

<補助対象経費に計上できる数量の算出方法（参考）>

$$S = A \times B \times C$$

S：補助対象経費に計上できる数量

A：1人あたりの使用量

B：補助対象事業1回あたりの平均集客数

C：補助対象期間及び補助対象期間終了後3か月の間で補助対象事業を実施する回数

※金額を算出する際に、対象経費として計上できる数量よりも実際に購入する数量が多い場合は、見積書等の額から按分して算出してください。

※その他合理的な理由により数量が算出できる場合は、当該算出方法による申請も可能です。

（例）1人あたりの使用量：100g

1回あたりの平均集客数：5人

補助対象期間及び補助対象期間終了後3か月の間で補助対象事業を実施する回数：
5回

実際に購入する量：10kg^{※1}

見積額：50,000円^{※1}

補助対象経費に計上できる数量は、

$$100\text{g}/\text{人} \times 5\text{人}/\text{回} \times 5\text{回} = 2,500\text{g} = 2.5\text{kg}$$

よって、補助対象経費に計上できる金額は、

$$2.5\text{kg} \times 50,000\text{円}/10\text{kg} = \underline{12,500\text{円}}$$

※1 商品の購入及び代金全額の支払いは、補助対象期間中に完了しなければなりません。

②契約が関係するもの

(補助対象期間中に1年契約を結び、1年分の契約金を支払う場合など)

<具体例>

- ・講師やインストラクターへの謝金(報償費)
- ・設備や機器のリース(使用料及び賃借料)

など

<補助対象経費に計上できる金額の算出方法(参考)>

$$S = A \times C / B$$

S: 補助対象経費に計上できる金額

A: 契約金額

B: 契約月数

C: 補助対象期間及び補助対象期間終了後3か月の間で補助対象事業を実施する月数

※その他合理的な理由により金額が算出できる場合は、当該算出方法による申請も可能です。

(例) 補助対象期間: 8月~10月

補助対象事業を実施する月: 12月から毎月実施

契約期間: 11月~翌年10月(1年(12か月)契約) ※1

契約金額: 300,000円 ※1

「補助対象期間及び補助対象期間終了後3か月の間で補助対象事業を実施する月数」
は、12月、1月の2か月 ※2 であるため、補助対象経費に計上できる金額は、
 $300,000 \text{ 円} \times 2 \text{ か月} / 12 \text{ か月} = \underline{50,000 \text{ 円}}$

※1 契約の締結及び契約金全額の支払いは、補助対象期間中に完了しなければなりません。

※2 契約は11月からですが、本例では11月はまだ補助対象事業を行っていないため、11月は「補助対象期間及び補助対象期間終了後3か月の間で補助対象事業を実施する月数」には含みません。